

	省略	
省略		
農林水産部	省略	
	森林局	林業政策課、森林整備課、 <u>全国植樹祭推進課</u>
	省略	
省略		

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
人事課	省略
総合政策課	<u>官民共創推進室</u>
省略	
自転車新文化推進課	<u>自転車国際会議推進室</u>
省略	
全国植樹祭推進課	<u>行幸啓室</u>
省略	

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第11号の事務は、官民共創推進室が所掌する。

(1)～(10) 省略

(11) 官民共創拠点の運営、活用方法等の検討及び設備工事調整等に関すること。

(12) 省略

2 省略

3 少子化対策・男女参画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画に関する施策の実施に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(3) 女性関係団体に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(4) 企業の働き方改革に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

4 省略

5 省略

6 省略

7 スマート行政推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庁内業務改革の推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(2)～(6) 省略

8 省略

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

第8条の2 省略

2 競技スポーツ課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 国民スポーツ大会への選手団の派遣に関すること。

(3) 省略

	省略	
省略		
農林水産部	省略	
	森林局	林業政策課、森林整備課
	省略	
省略		

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
人事課	省略
省略	
省略	
子育て支援課	<u>少子化対策・男女参画室</u>
省略	
森林整備課	<u>全国植樹祭推進室</u>
省略	

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 スマート行政推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庁内働き方改革の推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(2)～(6) 省略

7 省略

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

第8条の2 省略

2 競技スポーツ課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 国民体育大会への選手団の派遣に関すること。

(3) 省略

3 文化振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 国民文化祭の開催準備に関すること。

4・5 省略

6 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号の事務は、自転車国際会議推進室が所掌する。

(1)～(3) 省略

(4) 自転車国際会議の開催準備に関すること。

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～5 省略

6 子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

7・8 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2～7 省略

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

9 全国植樹祭推進課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第5号の事務は、行幸啓室が所掌する。

(1) 第76回全国植樹祭の基本計画及び実施計画に関すること。

(2) 第76回全国植樹祭の広報に関すること。

(3) 第76回全国植樹祭の関係機関等との連絡調整に関すること。

(4) 第76回全国植樹祭の実行委員会に関すること。

(5) 第76回全国植樹祭の行幸啓に関すること。

(6) その他第76回全国植樹祭の開催準備に関すること(他の主管に属するものを除く。)

10 省略

11 省略

12 省略

(知事に直属して置く職員)

第15条の2 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長

3 文化振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

4・5 省略

6 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～5 省略

6 子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第8号から第12号までの事務は、少子化対策・男女参画室が所掌する。

(1)～(8) 省略

(9) 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(10) 男女共同参画に関する施策の実施に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(11) 女性関係団体に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(12) 企業の働き方改革に関すること(他の主管に属するものを除く。)

7・8 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2～7 省略

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第10号から第15号までの事務は、全国植樹祭推進室が所掌する。

(1)～(9) 省略

(10) 第76回全国植樹祭の基本計画及び実施計画に関すること。

(11) 第76回全国植樹祭の広報に関すること。

(12) 第76回全国植樹祭の関係機関等との連絡調整に関すること。

(13) 第76回全国植樹祭の実行委員会に関すること。

(14) 第76回全国植樹祭の行幸啓に関すること。

(15) その他第76回全国植樹祭の開催準備に関すること(他の主管に属するものを除く。)

9 省略

10 省略

11 省略

(知事に直属して置く職員)

第15条の2 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長、秘書

____、デジタル変革担当部長、人口減少対策統括部長
____、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味
係長及びすごモノ係長を置く。

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 幹事課(会計課を除く。)に課長補佐及び政策マネジメント推
進幹を置く。

3 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ当該右欄に
掲げる課 _____ を置く。

愛媛県東予家畜保健衛生 所	指導課
	防疫課
愛媛県中予家畜保健衛生 所	指導課
	防疫課
愛媛県南予家畜保健衛生 所	指導課
	防疫課

3 家畜保健衛生所に次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 担当係長

(4) 省略

(5) 省略

4 家畜保健衛生所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)~(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(家畜病性鑑定所)

第81条 省略

2 家畜病性鑑定所に南予分室を置く。

広報統括監、デジタル変革担当部長、少子化対策・女性活躍統括
部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味
係長及びすごモノ係長を置く。

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 省略

3 観光交流局にサイクリング誘客推進監を置く。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 幹事課(会計課を除く。)に課長補佐 _____ を置く。

3 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ当該中欄に
掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

愛媛県東予家畜保健衛生 所	指導課	畜産振興係、経営支援係
	防疫課	大家畜係、中小家畜係
愛媛県中予家畜保健衛生 所	指導課	畜産振興係、経営支援係
	防疫課	大家畜係、中小家畜係
愛媛県南予家畜保健衛生 所	指導課	畜産振興係、経営支援係
	防疫課	大家畜係、中小家畜係

3 家畜保健衛生所に次の支所を置き、今治支所に指導防疫係を、
宇和島支所に畜産振興係及び防疫係を置く。

名称	位置	担当区域
愛媛県東予家畜保健衛生 所今治支所	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県南予家畜保健衛生 所宇和島支所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡 及び南宇和郡

4 家畜保健衛生所に次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 支所長

(3) 省略

(4) 係長

(5) 省略

(6) 省略

5 家畜保健衛生所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)~(4) 省略

(5) 担当係長

(6) 省略

(7) 省略

(家畜病性鑑定所)

第81条 省略

2 家畜病性鑑定所に次の係 _____ を置く。

3 家畜病性鑑定所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 分室長
- (3) 担当係長
- (4) 省略
- (5) 省略

4 省略

(1) 感染症検査係

(2) 病理・分析係

3 家畜病性鑑定所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 係長
- (3) 省略
- (4) 省略

4 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課デジタル推進グループ担当係長の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課データ利活用推進グループ担当係長の職を命ぜられたものとする。

○愛媛県規則第23号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(職の設置)		(職の設置)	
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。	
区分	職	区分	職
知事の事務部局	本庁 部長、営業本部長、防災安全統括部長 _____、デジタル変革担当部長、人口減少対策統括部長 _____、理事、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、建築審査専門監、えひめ野球文化推進監、文化振興推進監 _____、危機管理監、原子力安全対策推進監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、政策マネジメント推進幹、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	知事の事務部局	本庁 部長、営業本部長、防災安全統括部長、 <u>秘書広報統括監</u> 、デジタル変革担当部長、 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u> 、理事、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、建築審査専門監、えひめ野球文化推進監、文化振興推進監、 <u>サイクリング誘客推進監</u> 、危機管理監、原子力安全対策推進監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐 _____、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、危機管理調整監、事務局長、副	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、危機管理調整監、事務局長、副

<p>所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、課長補佐、業務課長、主幹 _____、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部长、教授、企画調整幹、用地補償審査専門員、分室長、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p>		<p>所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、課長補佐、業務課長、主幹、<u>支所長</u>、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部长、教授、企画調整幹、用地補償審査専門員 _____、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p>	
<p>省略</p>		<p>省略</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県会計規則及び愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則及び愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

(愛媛県会計規則の一部改正)

第1条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第18号までに掲げる職にある者をもつて充て、第19号から第26号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループ担当係長(少子化対策・男女参画課長が指定した者に限る。)</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11)～(19) 省略</p> <p>(20) 教育委員会事務局の教育総務課総務係長及び教育総務課施設厚生室厚生事業係長</p> <p>(21)～(26) 省略</p>	<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第18号までに掲げる職にある者をもつて充て、第19号から第26号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室企画グループ担当係長(少子化対策・男女参画室長が指定した者に限る。)</u></p> <p>(11)～(19) 省略</p> <p>(20) 教育委員会事務局の教育総務課総務係長及び教育総務課教職員厚生室厚生事業係長</p> <p>(21)～(26) 省略</p>

(出納員以外の会計職員)

第5条 省略

2 省略

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	現金取扱員
一～三 省略	
四 保健所、四国中央土木事務所、今治土木事務所、久万高原土木事務所、八幡浜土木事務所、大洲土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所、家畜保健衛生所_____及びダム管理事務所(台ダム管理事務所を除く。)の庶務を担当する係長(担当係長を含む。以下この欄において同じ。)並びに台ダム管理事務所の管理課長	
五～七 省略	
省略	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループ担当係長(少子化対策・男女参画課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、少子化対策・男女参画課が受け入れる子ども子育て応援寄附金の収納及び保管に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13)～(20) 省略

(21) 教育委員会事務局の教育総務課施設厚生室厚生事業係長及び別に任命された出納員に委任させる事務は、当該出納員の所属する本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、現金の収納及び保管に関すること(次号に掲げる会計事務を除く。)

(22) 省略

2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 室長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務局の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、地方機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する地方機関の事務に係る現金の収納、保管及び繰替並びに歳入歳出外現金等の受入れ及び保管並びに入札保証金(これに代えて提供される有

(出納員以外の会計職員)

第5条 省略

2 省略

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	現金取扱員
一～三 省略	
四 保健所、四国中央土木事務所、今治土木事務所、久万高原土木事務所、八幡浜土木事務所、大洲土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所、家畜保健衛生所(支所を含む。)及びダム管理事務所(台ダム管理事務所を除く。)の庶務を担当する係長(担当係長を含む。以下この欄において同じ。)並びに台ダム管理事務所の管理課長	
五～七 省略	
省略	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室企画グループ担当係長(少子化対策・男女参画室長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、子育て支援課が受け入れる子ども子育て応援寄附金の収納及び保管に関すること。

(13)～(20) 省略

(21) 教育委員会事務局の教育総務課教職員厚生室厚生事業係長及び別に任命された出納員に委任させる事務は、当該出納員の所属する本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、現金の収納及び保管に関すること(次号に掲げる会計事務を除く。)

(22) 省略

2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 室長から第5条第3項の表の左欄に掲げる職員を充てる現金取扱員のうち徴税吏員及び選挙管理委員会事務局の地方書記長以外の現金取扱員に委任させる事務は、地方機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する地方機関の事務に係る現金の収納、保管及び繰替並びに歳入歳出外現金等の受入れ及び保管並びに入札保証金(これに代えて提供される有

価証券を含む。)の払出し(開札後直ちに還付するものに限る。)に関する、予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する機関の公文書又は地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金 _____ の収納及び保管に関すること。

(4)～(8) 省略

価証券を含む。)の払出し(開札後直ちに還付するものに限る。)に関する、予算令達を受けない機関に所属する現金取扱員にあつては当該現金取扱員の所属する機関の公文書又は地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(家畜保健衛生所の支所の現金取扱員にあつては、家畜保健衛生所手数料を含む。)の収納及び保管に関すること。

(4)～(8) 省略

(愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則(平成14年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(推進委員の庶務) 第10条 推進委員の庶務は、企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課 _____ において処理する。 (参画会議の庶務) 第16条 参画会議の庶務は、企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課 _____ において処理する。	(推進委員の庶務) 第10条 推進委員の庶務は、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室 _____ において処理する。 (参画会議の庶務) 第16条 参画会議の庶務は、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室 _____ において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第25号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中村時広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則(昭和46年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 病院事業経営企画監 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和46年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業経営企画監
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(昭和37年7月愛媛県告示第530号)は、廃止する。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第271号

県有林管理経営事業従事者の駐在所の位置、名称及び担当区域

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条の5 削除</p> <p>(人口減少対策統括部長)</p> <p>第3条の7 人口減少対策統括部長 _____ は、知事の命を受け、人口減少対策 _____ の統括に関する業務を行う。</p> <p>(課長等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>(政策マネジメント推進幹)</p> <p>第14条の2 政策マネジメント推進幹は、上司の命を受け、政策立案、政策調整、政策評価、予算編成等に関する事務を調整し、整理するとともに、当該業務を担当する職員を指揮監督する。</p>	<p>(秘書広報統括監)</p> <p>第3条の5 秘書広報統括監は、知事の命を受け、知事及び副知事の秘書事務並びに広報及び広聴に関する事務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(少子化対策・女性活躍統括部長)</p> <p>第3条の7 少子化対策・女性活躍統括部長は、知事の命を受け、子育て支援政策、少子化対策及び女性活躍推進の統括に関する業務を行う。</p> <p>(課長等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 サイクリング誘客推進監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、サイクリングによる交流人口の拡大及び誘客促進に関する業務を行う。</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>第14条 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、営業本部長、防災安全統括部長 _____、デジタル変革担当部長、人口減少対策統括部長 _____、局長、営業副本部長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、出納員（出納局会計課長及び審査課長並びに総務部総務管理行政経営課総務事務管理室長並びに出納局の主幹（担当事務に限る。）に限る。以下同じ。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐、政策マネジメント推進幹（担当事務に限る。）若しくは検査班長（担当事務に限る。）（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、営業本部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、少子化対策・女性活躍統括部長、局長、営業副本部長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、出納員（出納局会計課長及び審査課長並びに総務部総務管理行政経営課総務事務管理室長並びに出納局の主幹（担当事務に限る。）に限る。以下同じ。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐 _____ 若しくは検査班長（担当事務に限る。）（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	省略		
	人口減少対策統括部長	政策企画局長	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

省略

備考 1～4 省略

5 企画振興部政策企画局地域政策課（交通政策室を除く。）及び少子化対策・男女参画課に属する事務、企画振興部デジタル戦略局に属する事務並びに県民環境

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	秘書広報統括監	政策企画局長	
	省略		
	少子化対策・女性活躍統括部長	生きがい推進局長	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

省略

備考 1～4 省略

5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報広聴課 _____ に属する事務、企画振興部デジタル戦略局に属する事務、_____ 県民環境

部防災局に属する事務 _____
 _____ に係る次に掲げるこの表
 の規定の適用については、企画振興部政策企画局地域
 政策課（交通政策室を除く。）及び少子化対策・男女
 参画課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中
 「部長」とあるのは「人口減少対策統括部長」と、企
 画振興部デジタル戦略局に属する事務にあつては同欄
 中「部長」とあるのは「デジタル変革担当部長」と、
 県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部
 長」とあるのは「防災安全統括部長」 _____

 _____ とする。

(1)～(19) 省略

6～8 省略

9 課長補佐、政策マネジメント推進幹又は検査班長の
 担当事務に係るこの表の規定の適用については、同表
 決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、それぞれ「課長
 補佐」、「政策マネジメント推進幹」又は「検査班
 長」とする。

10・11 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長主幹
私学文書課	1 私立学校に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 省略				
		2 私立学校法に関すること。 (1) 私立学校審議会の意見聴取（第7条第1項、第19条第2項、第24条第2項、第25条第2項、第109条第4項、第133条第2項、第111項、第134条第2項、第135条第2項、第152条第9項、第10項）				
		(2) 準学校法人の寄附行為の認可（第24条第1項、第152条第6項）				
		(3) 準学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可（第109条第3項、第126条第3項、第152条第6項）				
		(4) 学校法人及び準学校法人の寄附行為の補充（第25条第1項、第152条第6項）				
		(5) 学校法人及び準学校法人の解散命令（第135条第1項、第152条第6項）				

部防災局に属する事務並びに保健福祉部生きがい推進
 局子育て支援課に属する事務に係る次に掲げるこの表
 の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書
 課及び広報広聴課 _____
 _____ に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中
 「部長」とあるのは「秘書広報統括監 _____」と、企
 画振興部デジタル戦略局に属する事務にあつては同欄
 中「部長」とあるのは「デジタル変革担当部長」と、
 県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部
 長」とあるのは「防災安全統括部長」と、保健福祉部
 生きがい推進局子育て支援課に属する事務にあつては
 同欄中「部長」とあるのは「少子化対策・女性活躍統
 括部長」とする。

(1)～(19) 省略

6～8 省略

9 課長補佐 _____ 又は検査班長の
 担当事務に係るこの表の規定の適用については、同表
 決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、それぞれ「課長
 補佐」 _____ 又は「検査班
 長」とする。

10・11 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長主幹
私学文書課	1 私立学校に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 省略				
		2 私立学校法に関すること。 (1) 私立学校審議会の意見聴取（第8条第1項、第26条第2項、第31条第2項、第32条第2項、第50条第3項、第60条第2項、第101項、第61条第2項、第62条第2項、第64条第7項 _____）				
		(2) 準学校法人の寄附行為の認可（第31条第1項、第64条第5項 _____）				
		(3) 準学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可（第50条第2項、第52条第2項、第64条第5項 _____）				
		(4) 学校法人及び準学校法人の寄附行為の補充（第32条第1項、第64条第5項 _____）				
		(5) 学校法人及び準学校法人の解散命令（第62条第1項、第64条第5項 _____）				

	3 ~ 6 省略					
2 ~ 12 省略						

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
総合政策課	1 ~ 12 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
官民共創推進室	1 官民共創拠点の開設に関する事務	1 官民共創拠点の運営、活用方法等の検討に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	○			
		(2) 重要なもの		○		
		(3) 軽易なもの				○
		2 官民共創拠点の設備工事調整等に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	○			
		(2) 重要なもの		○		
(3) 軽易なもの				○		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				人口減少対策統括部長	局長	課長
地域政策課	1 ~ 11 省略					

	3 ~ 6 省略					
2 ~ 12 省略						

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
総合政策課	1 ~ 12 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
地域政策課	1 ~ 11 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
交通政策室	1～3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
交通政策室	1～3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				人口減少対策統括部長	局長	課長
少子化対策・男女参画課	1 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 男女共同参画社会づくりの企画に関すること。	—			
		2 男女共同参画に関する問題の連絡調整に関すること。			—	
		3 男女共同参画に関する問題の調査研究に関すること。		—		
		4 男女共同参画に関する施策の実施に関すること。	—			
	2 愛媛県男女共同参画推進条例の施行に関する事務	1 基本計画の策定及び変更（第9条第1項、第4項、第5項）	—			
		2 年次報告書の作成及び公表（第16条）			—	
		3 男女共同参画の状況等に関する公表及び情報の提供等（第20条第2項、第3項）		—		
		4 男女共同参画会議に関すること。	—			

組織	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知	専決者	

組織	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知	専決者	
				秘書	広

名 種 類		事 部 局 課	長 長 長
秘書課	1 省略		

名 種 類		事 報 局 課	統 統 長 長	括 括 監
秘書課	1 省略			

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
広報広聴課	1 ~ 9 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				秘 書 広 報 統 括 監	局 長	課 長
広報広聴課	1 ~ 9 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				デ ジ タ ル 変 革 担 当 部 長	局 長	課 長
スマート行政推進課	1	庁内業務改革の推進に関する事務				
	2 ~ 7 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				デ ジ タ ル 変 革 担 当 部 長	局 長	課 長
スマート行政推進課	1	庁内働き方改革の推進に関する事務				
	2 ~ 7 省略					

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化関係事務に係る特定決裁事項

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
競技スポーツ課	1 競技力向上対策に関する事務	1 国民スポーツ大会への選手団の派遣に関すること。			
		2・3 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
競技スポーツ課	1 競技力向上対策に関する事務	1 国民体育大会へへの選手団の派遣に関すること。			
		2・3 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
文化振興課	1～3 省略 4 国民文化祭に関する事務	1 国民文化祭の開催準備に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	○		
		(2) 重要なもの		○	
		(3) 軽易なもの			○
		2 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
文化振興課	1～3 省略 4 国民文化祭に関する事務				
		1 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
自転車新文化推進課	1～3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
自転車新文化推進課	1～3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
自転車国際会議	1 自転車国際会議に関する	1 自転車国際会議の開催準備に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	

	20～29 省略							

		(2) 改善命令(第38条第4項)						
		(3) 指定の取消し(第38条第5項)						
	20～29 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分					
			知事	専決者				
				部長	局長	課長	主幹	
循環型社会推進課	1～8 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分					
			知事	専決者				
				部長	局長	課長	主幹	
循環型社会推進課	1～8 省略							

9 愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱(平成3年8月愛媛県告示第1288号)の施行に関する事務	1 県外産業廃棄物の処理の事前協議(第6条ただし書、第7条第2項、第3項)							
	2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び変更の事前協議(第7条第3項、第11条第1項、第2項、第5項)							
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び変更の指示(第11条第3項、第4項)							
	4 必要な措置の勧告(第16条第1項)							
	5 違反行為の停止命令(第16条第2項)							
	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び変更の事前協議に係るもの							
	イ ア以外のもの							
6 命令に従わない者の公表(第16条第3項)								

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
薬務衛生課	1～25 省略						
	26 愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例の施行に関する事務	1 貸費生の採用(第2条)	—				
		2 修学資金等の貸与の取消し(第4条)	—				
		3 修学資金等の貸与の休止の決定(第5条)	—				
		4 修学資金等の返還の債務の当然免除の決定(第6条)				—	
		5 修学資金等の返還に関する指示(第7条)			—		
		6 修学資金等の返還の債務の裁量免除の決定(第8条)			—		
7 修学資金等の返還猶予の決定(第9条)					—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
薬務衛生課	1～25 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
子育て支援課	1 次世代育成支援対策推進法の施行に関する事務	1 行動計画に関すること。				
		(1) 策定及び公表(第9条第1項、第5項)	—			
		(2) 措置の実施状況の公表(第9条第6項)			—	
	2 都道府県地域協議会の設置(第21条)	—				
2 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				少子化対策・女性活躍統括部長	局長	課長
子育て支援課	1 省略					
	1 省略					

3	省略						
4	省略						
5	省略						
6	省略						
7	省略						
8	省略						
9	子ども・子育て支援法 の施行に 関する 事務	1～4 省略					
		5 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する こと。					
		(1) 省略					
		(2) 省略					
		(3) 省略					
		6 市町村子ども・子育て支援 事業計画に係る協議（第61条 第9項）					—
		7 都道府県子ども・子育て支 援事業支援計画に関するこ と。					
		(1) 策定及び変更（第62条第 1項）	—				
		(2) 愛媛県子ども・子育て会 議の意見聴取（第62条第5 項）	—				
		(3) 内閣総理大臣への提出 （第62条第6項）					—
		8 省略					
10	私立 幼稚園 に關 する 事務 （他 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く。 ）	1 学校教育法に關すること。					
		(1) 省略					
		(2) 省略					

2	省略						
3	省略						
4	省略						
5	省略						
6	省略						
7	省略						
8	子ども・子 育て支 援法 の施行 に關 する 事務	1～4 省略					
		5 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する こと。					
		(1) 省略					
		(2) 報告等に係る要求の処理 （第56条第3項、第4項）					—
		(3) 省略					
		(4) 省略					
		(5) 措置命令（第57条第3 項、第4項）					—
		6 教育・保育情報に關するこ と。					
		(1) 調査の実施（第58条第3 項）					—
		(2) 報告等の命令（第58条第 4項、第5項）					—
		7 省略					
9	私立 幼稚園 に關 する 事務 （他 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く。 ）	1 学校教育法に關すること。					
		(1) 設置、廃止及び設置者の 変更の認可（第4条第1 項）	—				
		(2) 省略					
		(3) 校長の届出の受理（第10 条）					—
		(4) 省略					
		(5) 設備、授業等の変更命令 （第14条）					—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	知 事	・ 女 性 活 躍 統 括 部 長	局 長	室 長	主 幹	
少 子 化 対 策 ・ 男 女 参 画 室	1 次世 代育成 支援対 策推進 法の施 行に関 する事 務	1 行動計画に関すること。						
		(1) 策定及び公表（第9条第1項、第5項）	—					
		(2) 措置の実施状況の公表（第9条第6項）			—			
		2 都道府県地域協議会の設置（第21条）			—			
	2 子ど も・子 育て支 援法の 施行に 関する 事務	1 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る協議（第61条第9項）					—	
		2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関すること。						
		(1) 策定及び変更（第62条第1項）	—					
		(2) 愛媛県子ども・子育て会議の意見聴取（第62条第5項）			—			
		(3) 内閣総理大臣への提出（第62条第6項）						—
	3 男女 共同参 画社会 づくり の総合 企画、 総合調 整及び 推進に 関する 事務	1 男女共同参画社会づくりの企画に関すること。			—			
		2 男女共同参画に関する問題の連絡調整に関すること。					—	
		3 男女共同参画に関する問題の調査研究に関すること。					—	
4 男女共同参画に関する施策の実施に関すること。				—				
4 愛媛 県男女 共同参 画推進 条例の 施行に 関する 事務	1 基本計画の策定及び変更（第9条第1項、第4項、第5項）		—					
	2 年次報告書の作成及び公表（第16条）					—		
	3 男女共同参画の状況等に関する公表及び情報の提供等（第20条第2項、第3項）				—			

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農地・担い手対策室	1～5 省略				
	6 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務	1 農用地等の確保等に関する基本指針に対する意見の具申（第3条の2第4項）			
		2 関係市町の意見の聴取（第3条の2第5項）			
		3・4 省略			
		5 農業振興地域の指定、区域の変更及び指定の解除に関すること（第6条第1項、第4項から第6項まで、第7条）。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
	6・7 省略				
7～12 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合の施行に関する事務	1～9 省略			
		10 農協の解散等の登記の嘱託（組合等登記令第14条第3項、第4項）			
		11 省略			
2～9 省略					
10 系統等民間資金を原資とする中山間地	1～5 省略				

4 男女共同参画会議に関する こと。				
-----------------------	--	--	--	--

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農地・担い手対策室	1～5 省略				
	6 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務	1 農用地等の確保等に関する基本指針に対する意見の具申（第3条の2第3項）			
		2 関係市町の意見の聴取（第3条の2第4項）			
		3・4 省略			
		5 農業振興地域の指定、区域の変更及び指定の解除に関すること（第6条第1項、第4項から第6項まで、第7条）。			
		(1) 指定、区域の変更及び指定の解除（(2)に掲げるものを除く。）			
		(2) 省略			
	(3) 省略				
6・7 省略					
7～12 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合の施行に関する事務	1～9 省略			
		10 農協の解散等の登記の嘱託（組合等登記令第14条第4項、第5項）			
		11 省略			
2～9 省略					
10 系統等民間資金を原資とする中山間地	1～5 省略				

	域活性化資金の円滑な融通のため のガイドライン(平成17年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知)の施行に関する事務(農業経済課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)					
11~13 省略						

	域活性化資金の融通に関する措置要綱(平成2年6月7日付け農林水産事務次官通知 _____))の施行に関する事務(農業経済課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)					
11~13 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
全国植樹祭推進課	1 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
全国植樹祭推進室	1 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
行幸	1 第76回全国	1 第76回全国植樹祭の行幸啓に関すること。			

啓 室	植樹祭	(1) 特に重要なもの	—		
	の行幸	(2) 重要なもの		—	
	啓に關する事務	(3) 軽易なもの			—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
漁 政 課	1 省略				
	2 水産 業協同 組合法 の施行 に關す る事務	1 省略			
		2 水産業協同組合の監督処分 に關すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 解散の登記の囑託(組合 等登記令第14条第3項、第 4項)			
3 ~ 9 省略					
10 系統 等民間 資金を 原資と する中 山間地 域活性 化資金 の円滑 な融通 のため のガイ ドライ ン(平成17年 4月1 日付け 農林水 産省農 村振興 局長通 知)の 施行に 關する 事務 (漁政 課以外 の課で 当該事 務を処	1 ~ 5 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
漁 政 課	1 省略				
	2 水産 業協同 組合法 の施行 に關す る事務	1 省略			
		2 水産業協同組合の監督処分 に關すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 解散の登記の囑託(組合 等登記令第14条第4項、第 5項)			
3 ~ 9 省略					
10 系統 等民間 資金を 原資と する中 山間地 域活性 化資金 の融通 に關す る措置 要 綱 (平成 2年6 月7日 付け農 林水産 事務次 官通知 — — —) の 施行に 關する 事務 (漁政 課以外 の課で 当該事 務を処	1 ~ 5 省略				

理する 場合を 除 く。)					
11 省略					

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置（第3条第1項第3号、第4号、第12条第2項、第4項、第42条第6項、第43条第2項第2号、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第15項、第52条第15項、第53条第9項、第53条の2第4項、 <u>第55条第5項</u> 、 <u>第56条の2第1項</u> 、 <u>第57条の4第2項</u> 、 <u>第58条第3項</u> 、 <u>第59条第5項</u> 、 <u>第59条の2第2項</u> 、 <u>第60条の2第7項</u> 、 <u>第60条の2の2第5項</u> 、 <u>第60条の3第4項</u> 、 <u>第67条第10項</u> 、 <u>第68条第6項</u> 、 <u>第68条の3第5項</u> 、 <u>第68条の5の3第3項</u> 、 <u>第68条の7第2項</u> 、 <u>第66項</u> 、 <u>第85条第8項</u> 、 <u>第86条第5項</u> 、 <u>第86条の2第5項</u> 、 <u>第87条の3第8項</u> ）			
		2 建築物の構造計算適合性判定に係る専門的識見者に対する意見の聴取（ <u>第6条の3第3項</u> 、 <u>第18条第7項</u> ）			

理する 場合を 除 く。)					
11 省略					

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置（第3条第1項第3号、第4号、第12条第2項、第4項、第42条第6項、第43条第2項第2号、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第15項、第52条第15項、第53条第9項、第53条の2第4項、 <u>第55条第4項</u> 、 <u>第56条の2第1項</u> 、 <u>第57条の4第2項</u> 、 <u>第59条第5項</u> 、 <u>第59条の2第2項</u> 、 <u>第60条の2第7項</u> 、 <u>第60条の3第4項</u> 、 <u>第67条第10項</u> 、 <u>第68条第6項</u> 、 <u>第68条の3第5項</u> 、 <u>第68条の5の3第3項</u> 、 <u>第68条の7第2項</u> 、 <u>第66項</u> 、 <u>第85条第7項</u> 、 <u>第86条第5項</u> 、 <u>第86条の2第5項</u> 、 <u>第87条の3第7項</u> ）			
		2 違反建築物の措置等に関すること。			
		(1) 維持保全に関する準則又は計画の作成対象の指定（ <u>第8条第2項第2号</u> ）			
		(2) 違反建築物に対する措置（ <u>第9条第4項</u> 、 <u>第5項</u> 、 <u>第8項</u> 、 <u>第9項</u> 、 <u>第11項</u> 、 <u>第9条の3</u> ）			

						(3) <u>保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置（第9条第4項、第5項、第8項、第9項、第11項、第10条第4項）</u>	—		
						(4) <u>公益上著しく支障がある建築物に対する措置（第11条第1項）</u>			—
						(5) <u>定期報告対象の指定（第12条第1項、第3項）</u>	—		
						(6) <u>定期点検対象の除外の指定（第12条第2項、第4項）</u>	—		
						(7) <u>報告の徴収及び立入検査等（第12条第5項から第7項まで）</u>			—
						3 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。			
						(1) <u>保存建築物の指定及び国宝、重要文化財等の建築物の再現に係る認定（第3条第1項第3号、第4号）</u>	—		
						(2) <u>構造計算適合性判定に係る専門的識見者に対する意見の聴取（第6条の3第3項、第18条第6項）</u>			—
						(3) <u>構造計算適合性判定結果通知書等の交付（第6条の3第4項から第6項まで、第18条第7項から第9項まで）</u>			—
						(4) <u>特定工程等の指定（第7条の3第1項第2号、第6項）</u>	—		
						(5) <u>都道府県知事又は国土交通大臣の勧告、助言及び援助（第14条）</u>	—		
						(6) <u>建築統計の作成及び送付（第15条）</u>			—
						(7) <u>国土交通大臣又は都道府県知事への報告（第16条）</u>	—		
						(8) <u>特定行政庁等に対する指示等（第17条第3項、第10項）</u>	—		
						(9) <u>敷地と道路との関係の特例認定及び許可（第43条第2項）</u>			—
						(10) <u>道路内の建築制限許可及び認定（第44条第1項第2号から第4号まで）</u>			—

						(11) 私道の変更又は廃止の禁止及び制限に係る措置（第9条第4項、第5項、第45条）		—	
						(12) 壁面線の指定（第46条）			—
						(13) 壁面線による建築制限許可（第47条）			—
						(14) 用途地域等内の建築制限許可（第48条）			—
						(15) 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可（第51条）			—
						(16) 容積率の制限許可（第52条 第10項、第11項、第14項）			—
						(17) 建蔽率の制限許可（第53条第4項、第5項、第6項第3号）			—
						(18) 敷地面積の最低限度の制限許可（第53条の2第1項第3号、第4号）			—
						(19) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域における建築物の高さの制限の緩和認定及び許可（第55条第2項、第3項）			—
						(20) 日影による中高層建築物の高さの制限許可（第56条の2第1項ただし書）			—
						(21) 高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限に係る適用除外の認定（第57条第1項）			—
						(22) 特例容積率の限度の指定及び取消し（第57条の2第3項、第4項、第57条の3第2項、第3項）		—	
						(23) 特例容積率適用地区における建築物の高さの制限許可（第57条の4第1項ただし書）			—
						(24) 高度利用地区における制限許可（第59条第1項第3号、第4項）			—
						(25) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率、高さの制限許可（第59条の2）			—

						(14) <u>第1種中高層住居専用地域等における区域の指定及び数値の決定（第56条第1項第2号イ、ニ）</u>	—		
						(15) <u>前面道路との関係についての建築物の各部分の高制限における区域の指定及び数値の決定（法別表第3の5項、備考第3号）</u>	—		
						(16) <u>非常災害区域等の指定（第85条第1項）</u>	—		
						5 <u>仮設興行場等に対する許可（第85条第6項）</u>			—
						6 <u>建築物の一時的な用途変更の許可（第87条の3第6項）</u>			—
						7 <u>指定確認検査機関に関すること。</u>			
						(1) <u>指定（第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の21第1項、第87条第1項、第87条の4、第88条第1項、第2項）</u>	—		
						(2) <u>意見の聴取（第77条の18第3項、第77条の22第3項、第77条の23第2項）</u>			—
						(3) <u>指定の更新（第77条の23）</u>	—		
						(4) <u>名称等の変更の届出の処理（第77条の21第2項、第3項）</u>			—
						(5) <u>業務区域の増加の認可（第77条の22第1項、第4項）</u>	—		
						(6) <u>業務区域の減少の届出の処理（第77条の22第2項、第4項）</u>			—
						(7) <u>確認検査員の選任及び解任の届出の受理（第77条の24第3項）</u>			—
						(8) <u>確認検査員の解任命令（第77条の24第4項）</u>	—		
						(9) <u>確認検査業務規程の認可（第77条の27第1項）</u>	—		
						(10) <u>確認検査業務規程の変更認可（第77条の27第1項）</u>			
						ア <u>重要なもの</u>	—		
						イ <u>軽易なもの</u>			—
						(11) <u>確認検査業務規程の変更命令（第77条の27第3項）</u>	—		

						(12) 監督命令（第77条の30）	—		
						(13) 報告の徴収及び立入検査（第77条の31第1項、第2項）	—		
						(14) 報告（第77条の31第3項）	—		
						(15) 業務の停止命令等（第77条の31第4項）	—		
						(16) 照会及び指示（第77条の32）			—
						(17) 確認検査業務の休止又は廃止の届出の処理（第77条の34第1項、第3項）	—		
						(18) 指定の取消し等（第77条の35）	—		
						8 指定構造計算適合性判定機関に関すること。			
						(1) 指定（第18条の2第1項、第77条の35の5第1項）	—		
						(2) 委任（第18条の2第1項、第77条の35の8第1項）	—		
						(3) 業務区域の変更の認可（第77条の35の6第1項、第4項）	—		
						(4) 指定の更新（第77条の35の7第1項）	—		
						(5) 名称等の変更の届出の処理（第77条の35の5第2項、第3項、第77条の35の8第2項から第4項まで）			—
						(6) 構造計算適合性判定員の選任及び解任の届出の受理（第77条の35の9第3項）			—
						(7) 構造計算適合性判定員の解任命令（第77条の35の9第4項）	—		
						(8) 構造計算適合性判定業務規程の認可（第77条の35の12第1項）	—		
						(9) 構造計算適合性判定業務規程の変更認可（第77条の35の12第1項）			
						ア 重要なもの	—		
						イ 軽易なもの			—
						(10) 構造計算適合性判定業務規程の変更命令（第77条の35の12第3項）	—		

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～㉓の3 省略</p> <p>㉓の4 愛媛県消費生活条例施行規則第25条第2項の規定に基づく処理の経過及び結果の通知に関すること。</p> <p>㉓の5～㉗ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の17 省略</p> <p>(4)の18 組合等登記令第14条第3項及び第4項の規定に基づく農事組合法人の解散等の登記の嘱託に関すること。</p> <p>(4)の18の2～㉑の2 省略</p> <p>㉑の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。</p> <p>ア～サ 省略</p> <p>シ 知事の承認を得た鳥獣害防止施設整備強化事業費補助金</p> <p>ス～ツ 省略</p> <p>㉓～66 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～56 省略</p> <p>56の2 建築基準法第6条の2第5項の規定に基づく確認審査報告書及び同法第18条第18項の規定に基づく審査報告書の受理に関すること。</p> <p>56の3 建築基準法第6条の2第6項及び第18条第19項の規定に基づく建築基準関係規定不適合の通知に関すること。</p> <p>56の4 建築基準法第7条の2第6項及び第18条第27項の規定に基づく完了検査報告書の受理に関すること。</p> <p>56の5 建築基準法第7条の4第6項及び第18条第36項の規定に基づく中間検査報告書の受理に関すること。</p> <p>57 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく検査済証の交付前にお</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～㉓の3 省略</p> <p>㉓の4 愛媛県消費生活条例施行規則第26条第2項の規定に基づく処理の経過及び結果の通知に関すること。</p> <p>㉓の5～㉗ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の17 省略</p> <p>(4)の18 組合等登記令第14条第4項及び第5項の規定に基づく農事組合法人の解散等の登記の嘱託に関すること。</p> <p>(4)の18の2～㉑の2 省略</p> <p>㉑の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。</p> <p>ア～サ 省略</p> <p>シ 知事の承認を得た鳥獣害防止施設整備事業費補助金</p> <p>ス～ツ 省略</p> <p>㉓～66 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～56 省略</p> <p>56の2 建築基準法第6条の2第5項の規定に基づく確認審査報告書_____の受理に関すること。</p> <p>56の3 建築基準法第6条の2第6項_____の規定に基づく建築基準関係規定不適合の通知に関すること。</p> <p>56の4 建築基準法第7条の2第6項_____の規定に基づく完了検査報告書の受理に関すること。</p> <p>56の5 建築基準法第7条の4第6項_____の規定に基づく中間検査報告書の受理に関すること。</p> <p>57 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第24項第1号及び第2号の規定に基づく検査済証の交付前にお</p>

ける建築物の仮使用の認定に関すること。

57の2 建築基準法第7条の6第3項及び第18条第39項の規定に基づく仮使用認定報告書の受理に関すること。

57の3 建築基準法第7条の6第4項及び第18条第40項の規定に基づく基準不適合の通知に関すること。

58 省略

59 建築基準法第9条第7項（同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第10項並びに第85条第3項、第5項（同条第8項ただし書に規定する応急仮設建築物に係る部分に限る。）及び第6項の規定に基づく権限を行うこと。

60～60の4 省略

60の5 建築基準法第18条第41項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。

60の6～60の9 省略

60の9の2 建築基準法第87条の3第3項、第5項（同条第8項ただし書に規定する災害救助用建築物及び公益的建築物に係る部分に限る。）及び第6項の規定に基づく建築物の一時的な用途変更の許可に関すること。

60の10～60の61の2 省略

60の61の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第7条の規定に基づく指導及び助言に関すること。

60の61の4 建築物省エネ法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。

60の61の5 建築物省エネ法第11条第3項及び第5項並びに第12条第4項及び第6項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知書の交付に関すること。

60の61の6 建築物省エネ法第11条第4項及び第12条第5項の規定に基づく期間の延長及び延長に係る通知書の交付に関すること。

60の61の7 建築物省エネ法第13条第1項 _____ の規定に基づく必要な措置の命令に関すること。

60の61の8 建築物省エネ法第13条第2項の規定に基づく必要な措置の要請に関すること。

60の61の9から60の61の11まで 削除

60の61の12 建築物省エネ法第15条第1項 _____ の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

60の62～60の67 省略

60の68及び60の69 削除

ける建築物の仮使用の認定に関すること。

57の2 建築基準法第7条の6第3項 _____ の規定に基づく仮使用認定報告書の受理に関すること。

57の3 建築基準法第7条の6第4項 _____ の規定に基づく基準不適合の通知に関すること。

58 省略

59 建築基準法第9条第7項（同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第10項並びに第85条第3項及び第5項 _____ の規定に基づく権限を行うこと。

60～60の4 省略

60の5 建築基準法第18条第25項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。

60の6～60の9 省略

60の9の2 建築基準法第87条の3第3項及び第5項 _____ の規定に基づく建築物の一時的な用途変更の許可に関すること。

60の10～60の61の2 省略

60の61の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第8条の規定に基づく指導及び助言に関すること。

60の61の4 建築物省エネ法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。

60の61の5 建築物省エネ法第12条第3項及び第5項並びに第13条第4項及び第6項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知書の交付に関すること。

60の61の6 建築物省エネ法第12条第4項及び第13条第5項の規定に基づく期間の延長及び延長に係る通知書の交付に関すること。

60の61の7 建築物省エネ法第14条第1項、第16条第2項及び第19条第3項の規定に基づく必要な措置の命令に関すること。

60の61の8 建築物省エネ法第14条第2項の規定に基づく必要な措置の要請に関すること。

60の61の9 建築物省エネ法第15条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受理に関すること。

60の61の10 建築物省エネ法第16条第1項及び第19条第2項の規定に基づく必要な措置の指示に関すること。

60の61の11 建築物省エネ法第16条第3項及び第20条第3項の規定に基づく国等の機関の長に対する協議に関すること。

60の61の12 建築物省エネ法第17条第1項、第21条第1項及び第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

60の61の13 建築物省エネ法第19条第1項の規定に基づく届出の受理に関すること。

60の61の14 建築物省エネ法第20条第2項の規定に基づく通知の受理に関すること。

60の62～60の67 省略

60の68 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関すること。

60)の70 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条及び第28条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

60)の71～(77) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6)の8 省略

(6)の9 農業振興地域の整備に関する法律第16条の規定に基づく開発行為についての勧告及び公表に関すること。

(7)～(7)の21 省略

(7)の22 農地法第51条第1項、第3項から第5項までの規定に基づく原状回復命令等に関すること。

(7)の23～(62) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の125 省略

(12)の126 建築基準法第6条の2第5項の規定に基づく確認審査報告書及び同法第18条第18項の規定に基づく審査報告書の受理に関すること。

(12)の127 建築基準法第6条の2第6項及び第18条第19項の規定に基づく建築基準関係規定不適合の通知に関すること。

(12)の128 建築基準法第7条の2第6項及び第18条第27項の規定に基づく完了検査報告書の受理に関すること。

(12)の129 建築基準法第7条の4第6項及び第18条第36項の規定に基づく中間検査報告書の受理に関すること。

(13) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の認定に関すること。

(13)の2 建築基準法第7条の6第3項及び第18条第39項の規定に基づく仮使用認定報告書の受理に関すること。

(13)の3 建築基準法第7条の6第4項及び第18条第40項の規定に基づく基準不適合の通知に関すること。

(13)の4 省略

(13)の5 建築基準法第9条第7項(同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第10項並びに第85条第3項、第5項(同条第8項ただし書に規定する応急仮設建築物に係る部分に限る。)及び第6項の規定に基づく権限を行うこと。

(13)の6～(13)の9 省略

(13)の10 建築基準法第18条第41項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。

(13)の11～(13)の14 省略

(13)の14の2 建築基準法第87条の3第3項、第5項(同条第8項

60)の69 建築物省エネ法第37条の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しに関すること。

60)の70 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条及び第29条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

60)の71～(77) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6)の8 省略

(6)の9 農業振興地域の整備に関する法律第15条の4の規定に基づく開発行為についての勧告及び公表に関すること。

(7)～(7)の21 省略

(7)の22 農地法第51条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく原状回復命令等に関すること。

(7)の23～(62) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の125 省略

(12)の126 建築基準法第6条の2第5項の規定に基づく確認審査報告書_____の受理に関すること。

(12)の127 建築基準法第6条の2第6項_____の規定に基づく建築基準関係規定不適合の通知に関すること。

(12)の128 建築基準法第7条の2第6項_____の規定に基づく完了検査報告書の受理に関すること。

(12)の129 建築基準法第7条の4第6項_____の規定に基づく中間検査報告書の受理に関すること。

(13) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第24項第1号及び第2号の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の認定に関すること。

(13)の2 建築基準法第7条の6第3項_____の規定に基づく仮使用認定報告書の受理に関すること。

(13)の3 建築基準法第7条の6第4項_____の規定に基づく基準不適合の通知に関すること。

(13)の4 省略

(13)の5 建築基準法第9条第7項(同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第10項並びに第85条第3項及び第5項_____の規定に基づく権限を行うこと。

(13)の6～(13)の9 省略

(13)の10 建築基準法第18条第25項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。

(13)の11～(13)の14 省略

(13)の14の2 建築基準法第87条の3第3項及び第5項_____

ただし書に規定する災害救助用建築物及び公益的建築物に係る部分に限る。)及び第6項の規定に基づく建築物の一時的な用途変更の許可に関する事。

(13)の15～(13)の66の2 省略

(13)の66の3 建築物省エネ法第7条の規定に基づく指導及び助言に関する事。

(13)の66の4 建築物省エネ法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事。

(13)の66の5 建築物省エネ法第11条第3項及び第5項並びに第12条第4項及び第6項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知書の交付に関する事。

(13)の66の6 建築物省エネ法第11条第4項及び第12条第5項の規定に基づく期間の延長及び延長に係る通知書の交付に関する事。

(13)の66の7 建築物省エネ法第13条第1項
_____の規定に基づく必要な措置の命令に関する事。

(13)の66の8 建築物省エネ法第13条第2項の規定に基づく必要な措置の要請に関する事。

(13)の66の9から(13)の66の11まで 削除

(13)の66の12 建築物省エネ法第15条第1項
_____の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事。

(13)の67～(13)の72 省略

(13)の73及び(13)の74 削除

(13)の75 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条及び第28条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関する事。

(13)の76～(26)の39 省略

2～4 省略

_____の規定に基づく建築物の一時的な用途変更の許可に関する事。

(13)の15～(13)の66の2 省略

(13)の66の3 建築物省エネ法第8条の規定に基づく指導及び助言に関する事。

(13)の66の4 建築物省エネ法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事。

(13)の66の5 建築物省エネ法第12条第3項及び第5項並びに第13条第4項及び第6項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知書の交付に関する事。

(13)の66の6 建築物省エネ法第12条第4項及び第13条第5項の規定に基づく期間の延長及び延長に係る通知書の交付に関する事。

(13)の66の7 建築物省エネ法第14条第1項、第16条第2項及び第19条第3項の規定に基づく必要な措置の命令に関する事。

(13)の66の8 建築物省エネ法第14条第2項の規定に基づく必要な措置の要請に関する事。

(13)の66の9 建築物省エネ法第15条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受理に関する事。

(13)の66の10 建築物省エネ法第16条第1項及び第19条第2項の規定に基づく必要な措置の指示に関する事。

(13)の66の11 建築物省エネ法第16条第3項及び第20条第3項の規定に基づく国等の機関の長に対する協議に関する事。

(13)の66の12 建築物省エネ法第17条第1項、第21条第1項及び第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事。

(13)の66の13 建築物省エネ法第19条第1項の規定に基づく届出の受理に関する事。

(13)の66の14 建築物省エネ法第20条第2項の規定に基づく通知の受理に関する事。

(13)の67～(13)の72 省略

(13)の73 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する事。

(13)の74 建築物省エネ法第37条の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しに関する事。

(13)の75 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条及び第29条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関する事。

(13)の76～(26)の39 省略

2～4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項						別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者					局長	専決者	
				部長	課長						課長補佐
総務	1～19 省略					総務	1～19 省略				
県民課	20 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1～7 省略				20 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1～7 省略				
		8 処理の経過及び結果の通知（愛媛県消費生活条例施行規則第25条第2項）	○				8 処理の経過及び結果の通知（愛媛県消費生活条例施行規則第26条第2項）	○			
		9 省略					9 省略				
	21～43 省略					21～43 省略					
備考 省略						備考 省略					
別表第4（第4条関係） 局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4（第4条関係） 局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者					局長	専決者	
				部長	課長						部長
農業振興課	1・2 省略				農業振興課	1・2 省略					
農業振興課	3 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務	1・2 省略				3 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務	1・2 省略				
							3 開発行為の許可等及び監督処分（第15条の2第1項、第3項、第6項から第9項まで、第15条の3）	○			
							4 開発行為についての勧告及び公表（第15条の4）	○			

4 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合に関する事務	1 省略			
	2 農事組合法人に関すること。			
	(1)～(3) 省略			
	(4) 解散等の登記の嘱託（組合等登記令第14条第3項、第4項）			○
5・6 省略				
7 農地法の施行に関する事務	1 農地の転用及び農地等の転用のための権利移動の許可等			
	(1) 省略			
	2 省略			
	3 省略			
	4 省略			
	5 省略			
	6 省略			
	7 省略			
	8～19 省略			

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長
建築指導課	1 省略			
	2 建築基準法の施行に関する事務	1 検査済証の交付前における建築物の仮使用の認定（第7条の6第1項第1号、第2号、 <u>第18条第38項第1号、第2号</u> ）		○
		2 違反建築物に対する措置等		

4 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合に関する事務	1 省略			
	2 農事組合法人に関すること。			
	(1)～(3) 省略			
	(4) 解散等の登記の嘱託（組合等登記令第14条第4項、第5項）			○
5・6 省略				
7 農地法の施行に関する事務	1 農地の転用及び農地等の転用のための権利移動の許可等			
	(1) 省略			
	(2) 面積3,000平方メートル以下のもの（第4条第1項、第8項、第5条第1項、第4項）			○
	2 省略			
	3 農地等の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約及び更新拒絶の許可（第18条第1項）			○
	4 省略			
	5 省略			
	6 立入調査等（第49条第1項、第3項）			○
	7 報告の要求（第50条）			○
	8 原状回復命令等（第51条第1項、第3項、第4項）			○
	9 省略			
10 省略				
11 省略				
8～19 省略				

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長
建築指導課	1 省略			
	2 建築基準法の施行に関する事務	1 検査済証の交付前における建築物の仮使用の認定（第7条の6第1項第1号、第2号、 <u>第18条第24項第1号、第2号</u> ）		○
		2 違反建築物に対する措置等		

	(1)～(4) 省略			
	(5) 国の機関の長等に対する通知及び要請（第18条第41項）	○		
	3 指定確認検査機関に関すること。			
	(1) 建築基準関係規定不適合の通知（第6条の2第6項、第18条第19項）	○		
	(2) 基準不適合の通知（第7条の6第4項、第18条第40項）	○		
	4 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。			
	(1)～(8) 省略			
	5 省略			
	6 仮設興行場等に対する許可（第85条第3項、第5項（建築審査会の同意を要しないものに限る。）、第6項）	○		
	7 建築物の一時的な用途変更の許可（第87条の3第3項、第5項（建築審査会の同意を要しないものに限る。）、第6項）	○		
3～7 省略				
8 建築物のエネルギー消費性能の向上等	1 建築物に係る指導及び助言（第7条）	○		
	2 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に関すること。			

	(1)～(4) 省略			
	(5) 定期報告の受理（第12条第1項、第3項）			○
	(6) 台帳の整備及び保存（第12条第8項）			○
	(7) 国の機関の長等に対する通知及び要請（第18条第25項）	○		
	3 指定確認検査機関に関すること。			
	(1) 確認審査報告書の受理（第6条の2第5項）			○
	(2) 建築基準関係規定不適合の通知（第6条の2第6項_____）	○		
	(3) 完了検査報告書の受理（第7条の2第6項）			○
	(4) 中間検査報告書の受理（第7条の4第6項）			○
	(5) 仮使用認定報告書の受理（第7条の6第3項）			○
	(6) 基準不適合の通知（第7条の6第4項_____）	○		
	4 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。			
	(1)～(8) 省略			
	(9) 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出の受理（第90条の3）			○
	(10) 書類の閲覧（第93条の2）			○
	5 省略			
	6 仮設興行場等に対する許可（第85条第3項、第5項_____）	○		
	7 建築物の一時的な用途変更の許可（第87条の3第3項、第5項_____）	○		
	8 建築確認済みの証明			○
3～7 省略				
8 建築物のエネルギー消費性能の向上等	1 建築物に係る指導及び助言（第8条）	○		
	2 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に関すること。			

に関する法律の施行に関する事務	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定（第11条第1項から第3項まで、第5項、第12条第2項から第4項まで、第6項）		○	
	(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の期間の延長（第11条第4項、第12条第5項）		○	
	(3) 必要な措置の命令（第13条第1項）		○	
	(4) 必要な措置の要請（第13条第2項）		○	
	(5) 報告の徴収及び立入検査（第15条第1項）		○	
	(6) 軽微な変更に係る書面の交付（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第13条）		○	
3 建築物エネルギー消費性能向上計画に関すること。				
(1)～(5) 省略				
(6) 軽微な変更に係る書面の交付（省令第28条）		○		
9～17 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者 課長 主幹

に関する法律の施行に関する事務	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定（第12条第1項から第3項まで、第5項、第13条第2項から第4項まで、第6項）		○	
	(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の期間の延長（第12条第4項、第13条第5項）		○	
	(3) 必要な措置の命令（第14条第1項、第16条第2項、第19条第3項）		○	
	(4) 必要な措置の要請（第14条第2項）		○	
	(5) 写しの受理（第15条第3項）			○
	(6) 必要な措置の指示（第16条第1項、第19条第2項）			○
	(7) 国等の機関の長に対する協議（第16条第3項、第20条第3項）			○
	(8) 報告の徴収及び立入検査（第17条第1項、第21条第1項）		○	
	(9) 届出及び通知の受理（第19条第1項、第20条第2項）			○
	(10) 軽微な変更に係る書面の交付（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第11条）		○	
3 建築物エネルギー消費性能向上計画に関すること。				
(1)～(5) 省略				
(6) 軽微な変更に係る書面の交付（省令第29条）		○		
4 建築物のエネルギー消費性能に関すること。				
(1) 認定（第36条第2項）			○	
(2) 認定の取消し（第37条）			○	
(3) 報告の徴収及び立入検査（第38条第1項）			○	
9～17 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	専決者 課長 主幹

用地 管理 課	1～42 省略				
用地 管理 課	1～42 省略				
	43 建築 基準法 の施行 に 関 す る 事 務	1 検査済証の交付前における建築物の仮使用の認定（第7条の6第1項第1号、第2号、第18条第24項第1号、第2号）	○		
		2 違反建築物に対する措置等			
		(1) 違反を是正するための必要な措置（第9条第1項、第2項、第13項）	○		
		(2) 使用禁止又は使用制限の命令（第9条第7項）	○		
		(3) 工事の施工の停止命令（第9条第10項、第13項）	○		
		(4) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置（第9条第2項、第7項、第13項、第9条の4、第10条）	○		
		(5) 定期報告の受理（第12条第1項、第3項）	○		
		(6) 台帳の整備及び保存（第12条第8項）	○		
		(7) 国の機関の長等に対する通知及び要請（第18条第25項）	○		
		3 指定確認検査機関に関すること。			
		(1) 確認審査報告書の受理（第6条の2第5項）	○		
		(2) 建築基準関係規定不適合の通知（第6条の2第6項）	○		
		(3) 完了検査報告書の受理（第7条の2第6項）	○		
		(4) 中間検査報告書の受理（第7条の4第6項）	○		
	(5) 仮使用認定報告書の受理（第7条の6第3項）	○			
	(6) 基準不適合の通知（第7条の6第4項）	○			
	4 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。				
	(1) 私道の変更又は廃止の禁止及び制限に係る措置（第9条第2項、第45条）	○			
	(2) 建築協定の認可（第70条第1項、第73条第2項、第76条の3第2項、第4項）	○			
	(3) 建築協定の変更認可（第73条第2項、第74条、第76条の3第4項、第6項）	○			

43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			

	(4) 建築協定区域内の土地が同区域から除かれた旨の届出の処理（第74条の2第3項、第4項）	○		
	(5) 建築協定に加わる手続の処理（第73条第2項、第75条の2第1項、第2項、第4項）	○		
	(6) 建築協定の廃止（第76条、第76条の3第6項）	○		
	(7) 被災市街地における建築制限（第84条）	○		
	(8) 工事中の特殊建築物等に対する措置（第9条第2項、第7項、第13項、第90条の2）	○		
	(9) 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出の受理（第90条の3）	○		
	(10) 書類の閲覧（第93条の2）	○		
	5 道路の位置の指定、変更及び廃止（第42条第1項第5号）	○		
	6 仮設興行場等に対する許可（第85条第3項、第5項）	○		
	7 建築物の一時的な用途変更の許可（第87条の3第3項、第5項）	○		
	8 建築確認済みの証明	○		
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事務			
	1 建築物に係る指導及び助言（第8条）	○		
	2 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に関すること。			
	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定（第12条第1項から第3項まで、第5項、第13条第2項から第4項まで、第6項）	○		
	(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の期間の延長（第12条第4項、第13条第5項）	○		
	(3) 必要な措置の命令（第14条第1項、第16条第2項、第19条第3項）	○		
	(4) 必要な措置の要請（第14条第2項）	○		

項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から50の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(事務の委任)		(事務の委任)	
第4条 省略		第4条 省略	
2 省略		2 省略	
3 第1項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。		3 第1項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。	
(1) 別表生活衛生課の表1の部に掲げる食品衛生法(昭和22年法律第233号)の施行に関する事務(同部4の項の報告の徴収及び臨検検査等に限る。)		(1) 別表生活衛生課の表1の部に掲げる食品衛生法(昭和22年法律第233号)の施行に関する事務(同部3の項の報告の徴収及び臨検検査等に限る。)	
(2)~(5) 省略		(2)~(5) 省略	
(6) 別表環境保全課の表17の部に掲げる愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱_____の施行に関する事務(_____)		(6) 別表環境保全課の表17の部に掲げる愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱(平成3年8月愛媛県告示第1288号)の施行に関する事務(同部1の項第2号の必要な措置の勧告、同項第3号の違反行為の停止命令、同項第4号の命令に従わない者の公表、同部2の項の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設_____	
_____に関するものに限る。)		_____の違反行為の停止命令及び同項第5号の命令に従わない者の公表に関するものに限る。)	
4 省略		4 省略	
別表(第4条、第8条関係)		別表(第4条、第8条関係)	
所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項		所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項	
組織名	事務の種類	事項	決裁区分 所長 課長 主幹
生活衛生	1 食品衛生法(昭和	1 指定成分等含有食品による健康被害情報の届出の受理(第8条第1項)	○

(2) 必要な措置の指示（ <u>第9条第2項</u> ）		○

備考 省略

(2) 必要な措置の指示（ <u>第15条第2項</u> ）		○
(3) 必要な措置の勧告（ <u>第16条第1項第2号、第4号</u> ）		○
(4) 違反行為の停止命令（ <u>第16条第2項</u> ）	○	
(5) 命令に従わない者の公表（ <u>第16条第3項</u> ）		○

備考 省略

（愛媛県公印規程の一部改正）

第2条 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>（公印の種類）</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印 省略</p> <p><u>人口減少対策統括部長印</u> 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（公印の管守者）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公印名</th> <th style="text-align: center;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>人口減少対策統括部長印</u></td> <td>総合政策課長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1（第4条関係）</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 印 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">寸 法 方（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>人口減少対策統括部長印</u> 省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略		<u>人口減少対策統括部長印</u>	総合政策課長	省略		公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）	職印 省略		<u>人口減少対策統括部長印</u> 省略	省略	省略		省略		<p>（公印の種類）</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印 省略 <u>秘書広報統括監印</u> <u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u> 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（公印の管守者）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公印名</th> <th style="text-align: center;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>秘書広報統括監印</u></td> <td>総合政策課長</td> </tr> <tr> <td><u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u></td> <td>保健福祉課長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1（第4条関係）</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 印 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">寸 法 方（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>秘書広報統括監印</u> <u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u> 省略</td> <td>20 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略		<u>秘書広報統括監印</u>	総合政策課長	<u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u>	保健福祉課長	省略		公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）	職印 省略		<u>秘書広報統括監印</u> <u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u> 省略	20 省略	省略		省略	
公印名	管守者名																																						
省略																																							
<u>人口減少対策統括部長印</u>	総合政策課長																																						
省略																																							
公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）																																						
職印 省略																																							
<u>人口減少対策統括部長印</u> 省略	省略																																						
省略																																							
省略																																							
公印名	管守者名																																						
省略																																							
<u>秘書広報統括監印</u>	総合政策課長																																						
<u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u>	保健福祉課長																																						
省略																																							
公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）																																						
職印 省略																																							
<u>秘書広報統括監印</u> <u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u> 省略	20 省略																																						
省略																																							
省略																																							

(愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程（昭和40年愛媛県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 衛生所における課_____の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>指導課</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 所内各課_____の予算の経理その他の会計事務に関すること。</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 所内他の課_____に属しないこと。</p> <p>省略</p> <p>2 衛生所における<u>グループ</u>の分掌事務は、所轄の地方局長（以下「地方局長」という。）の承認を得て所長が定める。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、<u>グループ</u>の事務を管理し、当該<u>グループ</u>に属する職員の指導及び育成を行う。</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項<u>の</u>規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 衛生所における課及び支所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>指導課</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 所内各課<u>及び支所</u>の予算の経理その他の会計事務に関すること。</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 所内他の課<u>及び支所</u>に属しないこと。</p> <p>省略</p> <p>支所</p> <p><u>(1) 指導課の項第3号から第11号までに掲げる事務に関すること。</u></p> <p><u>(2) 防疫課の項各号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>2 衛生所における係_____の分掌事務は、所轄の地方局長（以下「地方局長」という。）の承認を得て所長が定める。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>2 支所長は、所長の命を受け、支所の事務を掌理し、支所職員を指揮監督する。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係_____の事務を管理し、当該係_____に属する職員の指導及び育成を行う。</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p><u>8 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。</u></p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第5条 省略</p> <p><u>2 支所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 文書の往復に関すること。</u></p> <p><u>(2) 支所職員の休暇、育児休業等、欠勤その他服務に関すること。</u></p> <p><u>(3) 支所職員の出張（支所長の県外出張を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他軽易な支所の事務に関すること。</u></p> <p>(代決)</p> <p>第6条 省略</p> <p><u>2 支所長が不在のときは、係長が代決する。</u></p> <p>3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。</p>

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第4条 愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成2年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>企画振興部</u>の所掌事務を担当する副知事をもって充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>人口減少対策統括部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部政策企画局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進本部の事務を処理するため、<u>企画振興部政策企画局</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部政策企画局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>人口減少対策統括部長</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> </div> <p>別表2（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課長</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8～13 省略</p> </div>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>保健福祉部</u>の所掌事務を担当する副知事をもって充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>保健福祉部生きがい推進局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>秘書広報統括監</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> </div> <p>別表2（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長</u></p> <p>8～13 省略</p> </div>

(愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程の一部改正)

第5条 愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～6 省略</p> <p>7 省略</p> </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～6 省略</p> <p>7 <u>東予地方局家畜保健衛生所今治支所長、南予地方局家畜保健衛生所宇和島支所長</u></p> <p>8 省略</p> </div>

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>人口減少対策統括部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>企画振興部長</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> </div>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>企画振興部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> </div>

(愛媛県家畜病性鑑定所処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県家畜病性鑑定所処務規程(平成20年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 <u>分室長は、所長の命を受け、分室の事務を掌理し、分室職員を指揮監督する。</u></p> <p>3 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、<u>グループ</u>の事務を管理し、当該<u>グループ</u>に属する職員の指導及び育成を行う。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 <u>担当係長</u>は、上司の命を受け、<u>担当事務</u>を管理する。</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>(専決事項)</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係<u> </u>の事務を管理し、当該係<u> </u>に属する職員の指導及び育成を行う。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 係長<u> </u>は、上司の命を受け、係の事務を管理する。</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(専決事項)</p>

第3条 省略

2 分室長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

- (1) 文書の往復に関すること。
- (2) 分室職員の休暇、育児休業等、欠勤その他服務に関すること。
- (3) 分室職員の出張（分室長の県外出張を除く。）に関すること。
- (4) その他軽易な分室の事務に関すること。

(代決)

第4条 所長が不在のときは、あらかじめ所長の指定する職員が代決する。

2 分室長が不在のときは、あらかじめ分室長の指定する職員が代決する。

3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

第3条 省略

(代決)

第4条 所長が不在のときは、係長 _____ が代決する。

2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正)

第8条 愛媛県広報広聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>企画振興部政策企画局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 <u>企画振興部政策企画局長</u></td></tr> <tr><td>2～17 省略</td></tr> </table>	1 <u>企画振興部政策企画局長</u>	2～17 省略	<p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>秘書広報統括監</u> _____ の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 <u>秘書広報統括監</u></td></tr> <tr><td>2～17 省略</td></tr> </table>	1 <u>秘書広報統括監</u>	2～17 省略
1 <u>企画振興部政策企画局長</u>					
2～17 省略					
1 <u>秘書広報統括監</u>					
2～17 省略					

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第9条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																									
<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～5 省略</td></tr> <tr><td>6 <u>省略</u></td></tr> <tr><td>7 <u>人口減少対策統括部長</u></td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> <tr><td>13 省略</td></tr> <tr><td>14 省略</td></tr> <tr><td>15 省略</td></tr> <tr><td>16 省略</td></tr> </table>	1～5 省略	6 <u>省略</u>	7 <u>人口減少対策統括部長</u>	8 省略	9 省略	10 省略	11 省略	12 省略	13 省略	14 省略	15 省略	16 省略	<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～5 省略</td></tr> <tr><td>6 <u>秘書広報統括監</u></td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u></td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> <tr><td>13 省略</td></tr> <tr><td>14 省略</td></tr> <tr><td>15 省略</td></tr> <tr><td>16 省略</td></tr> <tr><td>17 省略</td></tr> </table>	1～5 省略	6 <u>秘書広報統括監</u>	7 省略	8 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>	9 省略	10 省略	11 省略	12 省略	13 省略	14 省略	15 省略	16 省略	17 省略
1～5 省略																										
6 <u>省略</u>																										
7 <u>人口減少対策統括部長</u>																										
8 省略																										
9 省略																										
10 省略																										
11 省略																										
12 省略																										
13 省略																										
14 省略																										
15 省略																										
16 省略																										
1～5 省略																										
6 <u>秘書広報統括監</u>																										
7 省略																										
8 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>																										
9 省略																										
10 省略																										
11 省略																										
12 省略																										
13 省略																										
14 省略																										
15 省略																										
16 省略																										
17 省略																										

- 17 省略
- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略
- 21 省略
- 22 省略
- 23 省略
- 24 省略
- 25 省略

- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略
- 21 省略
- 22 省略
- 23 省略
- 24 省略
- 25 省略
- 26 省略

(愛媛県政策推進班規程の一部改正)

第10条 愛媛県政策推進班規程(平成23年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県政策マネジメント推進班規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 愛媛県行政組織条例(平成7年愛媛県条例第17号)に定める部(以下「部」という。)における政策立案機能、政策調整機能及び政策評価機能並びに予算編成機能の強化を図るとともに、<u>成果を重視したマネジメントを適切に行い、もって本県の政策を効果的に推進するため、部に政策マネジメント推進班(以下「班」という。)を設置する。</u></p> <p>(任務)</p> <p>第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>部内の政策評価に関すること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、企画振興部に設置する班にあっては、県政全般にわたる重要な政策の総合企画及び総合調整に関する事項を総務部と連携して処理する。</p> <p>第4条 班に班長を置き、総務管理局长、政策企画局长、スポーツ局长、県民生活局长、社会福祉医療局长、産業雇用局长、農政企画局长及び土木管理局长の職にある班員をもつて充てる。</p> <p>2 班に副班長を置き、幹事課(愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)第6条第1項に規定する幹事課(会計課を除く。)をいう。以下同じ。)の課長の職にある班員をもつて充てる。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 政策マネジメント推進幹</p> <p>12 担当係長(政策マネジメントグループに属するものに限る。)</p> </div>	<p>愛媛県政策推進班規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 愛媛県行政組織条例(平成7年愛媛県条例第17号)に定める部(以下「部」という。)における政策立案機能及び政策調整機能 _____ 並びに予算編成機能の強化を図り _____、もって本県の政策を効果的に推進するため、部に政策推進班 _____ (以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、企画振興部に設置する班にあっては、県政全般にわたる重要な政策の総合企画及び総合調整に関する事項を _____ 処理する。</p> <p>第4条 班に班長を置き、総務管理局长、政策企画局长、スポーツ局长、県民生活局长、社会福祉医療局长、産業雇用局长、農政企画局长及び土木管理局长の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>2 班に副班長を置き、幹事課(愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)第6条第1項に規定する幹事課(会計課を除く。)をいう。以下同じ。)の課長の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 主幹(政策推進グループを担任するものに限る。)</p> <p>12 担当係長(政策推進グループ _____ に属するものに限る。)</p> </div>

(愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正)

第11条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程（令和3年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																					
<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td><u>4 人口減少対策統括部長</u></td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> <tr><td>13 省略</td></tr> <tr><td>14 省略</td></tr> <tr><td>15 省略</td></tr> <tr><td>16 省略</td></tr> <tr><td>17 省略</td></tr> <tr><td>18 省略</td></tr> <tr><td>19 省略</td></tr> </table>	1・2 省略	3 省略	<u>4 人口減少対策統括部長</u>	5 省略	6 省略	7 省略	8 省略	9 省略	10 省略	11 省略	12 省略	13 省略	14 省略	15 省略	16 省略	17 省略	18 省略	19 省略	<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td><u>3 秘書広報統括監</u></td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td><u>5 少子化対策・女性活躍統括部長</u></td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> <tr><td>13 省略</td></tr> <tr><td>14 省略</td></tr> <tr><td>15 省略</td></tr> <tr><td>16 省略</td></tr> <tr><td>17 省略</td></tr> <tr><td>18 省略</td></tr> <tr><td>19 省略</td></tr> <tr><td>20 省略</td></tr> </table>	1・2 省略	<u>3 秘書広報統括監</u>	4 省略	<u>5 少子化対策・女性活躍統括部長</u>	6 省略	7 省略	8 省略	9 省略	10 省略	11 省略	12 省略	13 省略	14 省略	15 省略	16 省略	17 省略	18 省略	19 省略	20 省略
1・2 省略																																						
3 省略																																						
<u>4 人口減少対策統括部長</u>																																						
5 省略																																						
6 省略																																						
7 省略																																						
8 省略																																						
9 省略																																						
10 省略																																						
11 省略																																						
12 省略																																						
13 省略																																						
14 省略																																						
15 省略																																						
16 省略																																						
17 省略																																						
18 省略																																						
19 省略																																						
1・2 省略																																						
<u>3 秘書広報統括監</u>																																						
4 省略																																						
<u>5 少子化対策・女性活躍統括部長</u>																																						
6 省略																																						
7 省略																																						
8 省略																																						
9 省略																																						
10 省略																																						
11 省略																																						
12 省略																																						
13 省略																																						
14 省略																																						
15 省略																																						
16 省略																																						
17 省略																																						
18 省略																																						
19 省略																																						
20 省略																																						

(愛媛県青少年対策本部規程の廃止)

第12条 愛媛県青少年対策本部規程（昭和54年愛媛県訓令第13号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用 期間</th> <th>貸与 期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～23 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考	1～23 省略						<p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用 期間</th> <th>貸与 期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～23 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考	1～23 省略					
貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考																				
1～23 省略																									
貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考																				
1～23 省略																									

24 動物愛護センターに勤務する職員のうち、犬、ねこ等の動物の取扱業務に従事するもの	省略 作業靴	1	年間	1年	
25～37 省略					
38 林業政策課、森林整備課若しくは全国植樹祭推進課、地方局森林林業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略				
39～49 省略					

24 動物愛護センターに勤務する職員のうち、犬、ねこ等の動物の取扱業務に従事するもの	省略 作業靴	1	年間	2年	
25～37 省略					
38 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略				
39～49 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県人口減少対策推進本部規程を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県人口減少対策推進本部規程

(設置)

第1条 人口減少対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、愛媛県人口減少対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 人口減少対策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 人口減少対策に関する事業の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とする。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長と共に第2条各号に掲げる事項について審議する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、人口減少対策統括部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要の都度招集し、これを主宰する。

6 幹事長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 本部長の統轄の下に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 推進本部の事務を処理するため、企画振興部政策企画局地域政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画振興部政策企画局地域政策課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 愛媛県少子化対策推進本部規程（令和5年愛媛県訓令第10号）は、廃止する。

別表1（第3条関係）

- | | |
|----|------------|
| 1 | 教育長 |
| 2 | 公営企業管理者 |
| 3 | 特別参与 |
| 4 | 参与 |
| 5 | 営業本部長 |
| 6 | 防災安全統括部長 |
| 7 | デジタル変革担当部長 |
| 8 | 人口減少対策統括部長 |
| 9 | 総務部長 |
| 10 | 企画振興部長 |
| 11 | 観光スポーツ文化部長 |
| 12 | 県民環境部長 |
| 13 | 保健福祉部長 |
| 14 | 経済労働部長 |
| 15 | 農林水産部長 |
| 16 | 土木部長 |
| 17 | 出納局長 |
| 18 | 東京事務所長 |
| 19 | 大阪事務所長 |
| 20 | 東予地方局長 |
| 21 | 中予地方局長 |
| 22 | 南予地方局長 |
| 23 | 公営企業管理局長 |
| 24 | 人事委員会事務局長 |
| 25 | 議会事務局長 |
| 26 | 監査事務局長 |

- 27 副教育長
- 28 労働委員会事務局長

別表2 (第6条関係)

- 1 企画振興部政策企画局長
- 2 営業本部マネージャー
- 3 総務部総務管理局行政経営課長
- 4 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 5 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課長
- 6 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
- 7 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 8 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 9 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 10 農林水産部農政企画局農政課長
- 11 土木部土木管理局土木管理課長
- 12 出納局会計課長
- 13 東京事務所副所長
- 14 大阪事務所次長
- 15 東予地方局地域産業振興部地域政策課長
- 16 中予地方局地域産業振興部地域政策課長
- 17 南予地方局地域産業振興部地域政策課長
- 18 公営企業管理局総務課長
- 19 人事委員会事務局次長
- 20 議会事務局総務課長
- 21 監査事務局次長
- 22 教育委員会事務局管理部教育総務課長
- 23 労働委員会事務局次長

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6-226

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																																						
<p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>行政職群級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td rowspan="3"></td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>局付(8級)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td></td> <td>—— 省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	8級		局長		局付(8級)		省略	9級		—— 省略	<p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>行政職群級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td rowspan="3"></td> <td>——</td> </tr> <tr> <td></td> <td>局付(8級)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td></td> <td>局長 省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	8級		——		局付(8級)		省略	9級		局長 省略				
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																							
省略	管理者の事務部局	省略																																							
8級		局長																																							
		局付(8級)																																							
		省略																																							
9級		—— 省略																																							
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																							
省略	管理者の事務部局	省略																																							
8級		——																																							
		局付(8級)																																							
		省略																																							
9級		局長 省略																																							
<p>別表第4 (第4条関係)</p> <p>医療職群(-)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理者の事務部局</td> <td>病院事業経営企画監</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>局付(5級)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5級	省略			管理者の事務部局	病院事業経営企画監			局付(5級)			省略	<p>別表第4 (第4条関係)</p> <p>医療職群(-)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理者の事務部局</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>局付(5級)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5級	省略			管理者の事務部局	——			局付(5級)			省略
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																							
省略																																									
5級	省略																																								
	管理者の事務部局	病院事業経営企画監																																							
		局付(5級)																																							
		省略																																							
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																							
省略																																									
5級	省略																																								
	管理者の事務部局	——																																							
		局付(5級)																																							
		省略																																							
<p>別表第5 (第4条関係)</p> <p>医療職群(□)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td rowspan="4"></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リハビリテーション部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	7級		省略		放射線部長		リハビリテーション部長		省略	<p>別表第5 (第4条関係)</p> <p>医療職群(□)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td rowspan="4"></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>——</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	7級		省略		放射線部長		——		省略						
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																							
省略	管理者の事務部局	省略																																							
7級		省略																																							
		放射線部長																																							
		リハビリテーション部長																																							
		省略																																							
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																							
省略	管理者の事務部局	省略																																							
7級		省略																																							
		放射線部長																																							
		——																																							
		省略																																							

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>_____</td></tr> <tr><td>公益財団法人愛媛県文化振興財団</td></tr> <tr><td><u>地方税共同機構</u></td></tr> <tr><td><u>一般財団法人自治体国際化協会</u></td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	_____	公益財団法人愛媛県文化振興財団	<u>地方税共同機構</u>	<u>一般財団法人自治体国際化協会</u>	省略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td><u>一般社団法人 e . n</u></td></tr> <tr><td>公益財団法人愛媛県文化振興財団</td></tr> <tr><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	<u>一般社団法人 e . n</u>	公益財団法人愛媛県文化振興財団	_____	_____	省略
省略													

公益財団法人愛媛県文化振興財団													
<u>地方税共同機構</u>													
<u>一般財団法人自治体国際化協会</u>													
省略													
省略													
<u>一般社団法人 e . n</u>													
公益財団法人愛媛県文化振興財団													

省略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1294

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>別表第10（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">5 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 室付（5級） 所付 <u>政策マネジメント推進幹</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td><td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td><u>政策マネジメント推進幹</u> 管理主事（5級） 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 _____</td> </tr> <tr> <td>省略</td><td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 _____</td> </tr> <tr> <td>省略</td><td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5 級	知事の事務部局	省略 室付（5級） 所付 <u>政策マネジメント推進幹</u> 省略	省略		教育委員会の事務部局	<u>政策マネジメント推進幹</u> 管理主事（5級） 省略	省略			6 級	知事の事務部局	省略 _____	省略	省略	7 級	知事の事務部局	省略 _____	省略		<p>別表第10（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">5 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 室付（5級） _____</td> </tr> <tr> <td>省略</td><td>省略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td><td></td><td>管理主事（5級） 省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 <u>サイクリング誘客推進監（6級）</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 <u>サイクリング誘客推進監（7級）</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td><td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5 級	知事の事務部局	省略 室付（5級） _____	省略	省略	教育委員会の事務部局	_____	省略		管理主事（5級） 省略	6 級	知事の事務部局	省略 <u>サイクリング誘客推進監（6級）</u> 省略	省略		7 級	知事の事務部局	省略 <u>サイクリング誘客推進監（7級）</u>	省略	
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																																			
省略																																																					
5 級	知事の事務部局	省略 室付（5級） 所付 <u>政策マネジメント推進幹</u> 省略																																																			
	省略																																																				
	教育委員会の事務部局	<u>政策マネジメント推進幹</u> 管理主事（5級） 省略																																																			
省略																																																					
6 級	知事の事務部局	省略 _____																																																			
	省略	省略																																																			
7 級	知事の事務部局	省略 _____																																																			
	省略																																																				
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																																			
省略																																																					
5 級	知事の事務部局	省略 室付（5級） _____																																																			
	省略	省略																																																			
	教育委員会の事務部局	_____																																																			
省略		管理主事（5級） 省略																																																			
6 級	知事の事務部局	省略 <u>サイクリング誘客推進監（6級）</u> 省略																																																			
	省略																																																				
7 級	知事の事務部局	省略 <u>サイクリング誘客推進監（7級）</u>																																																			
	省略																																																				

		省略
	省略	
8級	知事の事務 部局	省略 _____ 省略
	省略	
9級	知事の事務 部局	省略 _____ 省略 人口減少対策統括部長 省略 出納局長 東京事務所長
	省略	

		省略
	省略	
8級	知事の事務 部局	省略 東京事務所長 省略
	省略	
9級	知事の事務 部局	省略 秘書広報統括監 省略 少子化対策・女性活躍統括部長 省略 出納局長 _____
	省略	

2～4 省略

2～4 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務 部局	省略 保健所の室長 四国中央保健所衛生環境課長 家畜病性鑑定所分室長
7級	知事の事務 部局	省略 保健所の課長（四国中央保健所衛生環 境課長を除く。） 省略

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務 部局	省略 保健所の室長 _____ 家畜保健衛生所支所長
7級	知事の事務 部局	省略 保健所の課長 _____ 省略

6 医療職給料表(□)級別職務区分表

6 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務 部局	省略 発達障がい者支援専門員 四国中央保健所保健課長 省略
7級	知事の事務 部局	省略 保健所の課長（四国中央保健所保健課 長を除く。）

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務 部局	省略 発達障がい者支援専門員 _____ 省略
7級	知事の事務 部局	省略 保健所の課長 _____

7・8 省略

7・8 省略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
部 局	公 職	区分	部 局	公 職	区分
知事の事務部局	省略 _____	1種	知事の事務部局	省略 <u>秘書広報統括監</u>	1種
	省略 <u>人口減少対策統括部長</u>			省略 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>	
	省略 地方局長 <u>東京事務所長</u>			省略 地方局長 _____	
	省略 _____			省略 <u>東京事務所長</u>	
	省略 _____			省略	
省略	省略	3種	省略	<u>サイクリング誘客推進監</u>	3種
省略	省略	4種	省略	<u>四国中央保健所衛生環境課長</u>	4種
省略	省略	5種	省略	省略	5種
委員会等の事務部局	室付（主幹同格者に限る。） <u>所付</u> 政策マネジメント推進幹 省略 _____	5種	委員会等の事務部局	室付（主幹同格者に限る。） _____	5種
	農業大学校教授 <u>家畜病性鑑定所分室長</u>			省略 <u>家畜保健衛生所支所長</u> 農業大学校教授 _____	
	省略			省略	
	省略			省略	
省略	省略	5種	省略	省略	5種
省略	省略		省略	省略	
省略	省略		省略	省略	
備考	省略		備考	省略	

（特勤勤務手当等に関する規則の一部改正）

第3条 特勤勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 特地公署（第2条、第3条関係）				別表第1 特地公署（第2条、第3条関係）			
所在地		公 署	級別 区分	所在地		公 署	級別 区分
省略				省略			
宇和 島市	省略			津島町御内353番地	宇和島市御横県有林事務所	2級	
	省略				省略		
省略				省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則16-2

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（愛媛県人事委員会規則16-0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（内部組織の長に準ずる職）		（内部組織の長に準ずる職）	
<p>第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>病院事業経営企画監</u></p> <p>(5) 省略</p>		<p>第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>公営企業管理局長</u></p> <p>(5) 省略</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(公営企業管理局)</p> <p>第3条 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>県立病院課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 病院事業の経営改革の推進に関すること。</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、副主幹、専門幹、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院事業経営企画監</td> <td>管理者を補佐し、病院事業の経営改革に関する事務を統括する。</td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院</th> <th>係の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">愛媛県立中央病院</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(放射線部)CT検査係、血管撮影検査係、一般撮影検査係、MRI検査係、RI検査係、放射線治療係、画像解析係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	病院事業経営企画監	管理者を補佐し、病院事業の経営改革に関する事務を統括する。	局長	省略	省略		病 院	係の名称	愛媛県立中央病院	省略	(放射線部)CT検査係、血管撮影検査係、一般撮影検査係、MRI検査係、RI検査係、放射線治療係、画像解析係	省略	省略	<p>(公営企業管理局)</p> <p>第3条 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>県立病院課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、副主幹、専門幹、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院</th> <th>係の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">愛媛県立中央病院</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(放射線部)CT検査係、血管撮影検査係、一般撮影検査係、MRI検査係、RI検査係、放射線治療係_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	局長	省略	省略		病 院	係の名称	愛媛県立中央病院	省略	(放射線部)CT検査係、血管撮影検査係、一般撮影検査係、MRI検査係、RI検査係、放射線治療係_____	省略	省略
職	職 務																												
病院事業経営企画監	管理者を補佐し、病院事業の経営改革に関する事務を統括する。																												
局長	省略																												
省略																													
病 院	係の名称																												
愛媛県立中央病院	省略																												
	(放射線部)CT検査係、血管撮影検査係、一般撮影検査係、MRI検査係、RI検査係、放射線治療係、画像解析係																												
省略	省略																												
職	職 務																												
局長	省略																												
省略																													
病 院	係の名称																												
愛媛県立中央病院	省略																												
	(放射線部)CT検査係、血管撮影検査係、一般撮影検査係、MRI検査係、RI検査係、放射線治療係_____																												
省略	省略																												

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p>

第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 病院事業経営企画監及び病院長（中央病院長に限る。）の職を占める職員 100分の125
- (2) 省略

附 則

（管理職手当の特例）

5 当分の間、病院事業経営企画監及び中央病院長に支給する管理職手当は、第5条第2項の規定にかかわらず、140,900円とする。

（給料の調整額）

10 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、管理職手当の支給を受ける職員（その職務の級が4級である者に限る。）に対し、当該職員の次の表に掲げる公職に応じて同表に掲げる調整基本額に同表に掲げる調整数を乗じて得た額の給料の調整額を支給する。ただし、当該職員が同表に掲げるいずれかの公職を兼ねる場合にあつては、その兼務の職に係る給料の調整額は、支給しない。

公 職	調整基本額	調整数
病院事業経営企画監	16,500円	5
中央病院長		省略
省略		

別表第2（第5条、第6条の2、第7条、附則第10項関係）
管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区分
病院事業経営企画監	1種
局長	
省略	
省略	4種
放射線部長	
リハビリテーション部長	
省略	
省略	

第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 局長 _____ 及び病院長（中央病院長に限る。）の職を占める職員 100分の125
- (2) 省略

附 則

（管理職手当の特例）

5 当分の間、 _____ 中央病院長に支給する管理職手当は、第5条第2項の規定にかかわらず、140,900円とする。

（給料の調整額）

10 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、管理職手当の支給を受ける職員（その職務の級が4級である者に限る。）に対し、当該職員の次の表に掲げる公職に応じて同表に掲げる調整基本額に同表に掲げる調整数を乗じて得た額の給料の調整額を支給する。

公 職	調整基本額	調整数
中央病院長	16,500円	省略
省略		

別表第2（第5条、第6条の2、第7条、附則第8項関係）
管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区分
局長	1種
省略	
省略	4種
放射線部長	
省略	
省略	

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項8級の欄中「〇局付（8級）」を「〇局長 〇局付（8級）」に改め、同項第9級の欄中「〇局長」を削り、

同表医療職給料表(一)の項4級の欄中「〇局付（5級）」を「〇局付（5級） 〇病院事業経営企画監」に改め、同表医療職給料表(二)の項7級の欄中「

〇放射線部長 〇放射線部長」を「〇リハビリテーション部長」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第2号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項							
事務の種類	事項	決裁区分				事務の種類	事項	決裁区分					
		管理者	局長	課長	主幹			管理者	局長	課長	主幹		
1~3 省略													
4 組織及び人事管理に関する事務	1 省略					4 組織及び人事管理に関する事務	1 省略						
	2 病院事業経営企画監及び局長の出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。	○					2 _____局長の出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。	○					
	3 職員(病院事業経営企画監及び局長を除く。)の海外出張に関すること。		○				3 職員(_____局長を除く。)の海外出張に関すること。		○				
	4~8 省略						4~8 省略						
5~9 省略						5~9 省略							
備考 省略						備考 省略							
別表第2(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表第2(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			管理者	局長	課長	主幹				管理者	局長	課長	主幹
総務課	1~7 省略					総務課	1~7 省略						
	8 服務に関する事務	1 営利企業等の従事許可に関すること(地公法第38条)。					8 服務に関する事務	1 営利企業等の従事許可に関すること(地公法第38条)。					
		(1) 病院事業経営企画監及び局長に係るもの	○					(1) _____局長に係るもの	○				
	(2) 省略					(2) 省略							

	2 職員の非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること (消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項)。						
	(1) 病院事業経営企画監及び局長に係るもの	○					
	(2) 省略						
	3 職員の自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認に関すること。						
	(1) 病院事業経営企画監及び局長に係るもの	○					
	(2) 省略						
9～15 省略							
省略							
備考	省略						

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第3 (第4条関係) 院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第3 (第4条関係) 院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			
			専決者		専決者	専決者		専決者	
			院長	事務局長	課長	専決者	院長	事務局長	課長
総務課	1 省略								
	2 人事管理に関する事	1 院内職員の身分及び服務に関すること。							
		(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等(職員の海外出							

務	張及び院長の県外出張を除く。）								
	ア 院長、事務局長、看護部長、事務局次長、検査部長、放射線部長、リハビリテーション部長、薬剤部長又は薬剤長、課長及び技師長に係るもの	○						○	
	イ・ウ 省略								
	(2) 省略								
	2～4 省略								
3～10 省略									
備考 省略									

務	張及び院長の県外出張を除く。）								
	ア 院長、事務局長、看護部長、事務局次長、検査部長、放射線部長_____、薬剤部長又は薬剤長、課長及び技師長に係るもの	○						○	
	イ・ウ 省略								
	(2) 省略								
	2～4 省略								
3～10 省略									
備考 省略									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県公営企業訓令第3号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県公営企業県立病院経営改革本部規程を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県公営企業県立病院経営改革本部規程

(設置)

第1条 県立病院の収支の改善及び経営改革を推進するため、愛媛県公営企業県立病院経営改革本部（以下「経営改革本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 経営改革本部は、県立病院の収支の改善及び経営改革の推進に関する事項を処理する。

(組織)

第3条 経営改革本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、病院事業経営企画監の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、公営企業管理局長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、公営企業管理局総務課長の職にある者及び公営企業管理局県立病院課長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、経営改革本部の事務を統轄し、経営改革本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 本部員は、本部長の命を受け、経営改革本部の事務に従事する。

(事務局)

第5条 経営改革本部の事務を処理するため、公営企業管理局県立病院課に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、経営改革本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。